

鳥取県産業技術センターの財産使用許可の取扱いについて

平成24年4月1日

(令和5年7月11日一部改正)

鳥取県産業技術センターの財産の使用許可のうち、会議室等の時間を単位として使用させる場合の事務手続きについては、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター財産管理規程（以下「管理規程」という。）及び鳥取県産業技術センター財産使用事務取扱規程（以下「取扱規程」という。）に規定するもののほか、下記事項により取り扱うこととしたので、事務手続きに遺漏のないようにしてください。

記

- 1 対象とする会議室等は次の施設とする。
電子・有機素材研究所：大会議室、第2会議室、技術融合化研究室
機 械 素 材 研 究 所：起業家育成研修室
食 品 開 発 研 究 所：大会議室
- 2 会議室等は管理規程第28条の規定に基づき、原則、県内産業の振興のために行われる会議、講演会、研究会、展示会等に使用させるものとする。なお、理事長が特別に認める場合はこの限りではない。
- 3 会議室等の使用の許可は鳥取県産業技術センター会議室等使用許可申請書（様式第1号）を提出させてこれを行うものとする。（取扱規程第2条第1項に定める鳥取県産業技術センター財産使用許可申請書（様式第1号）は使用しないものとする。）
- 4 会議室等の使用の許可は、申請者に鳥取県産業技術センター会議室等使用許可書（様式第2号）を交付して行うものとする。（取扱規程第2条第3項に定める鳥取県産業技術センター財産使用許可書（様式第2号）は使用しないものとする。）
- 5 取扱規程第5条の規定により、使用料の減免を受けようとする場合は、鳥取県産業技術センター会議室等使用料減免申請書（様式第3号）を提出させてこれを行うものとする。（取扱規程第5条第2項に定める鳥取県産業技術センター財産使用料減免申請書（様式第5号）は使用しないものとする。）なお、冷暖房費は減免しない。ただし、理事長が特別に認める場合はこの限りではない。
- 6 減免申請を行おうとする団体は鳥取県産業技術センター会議室等使用料減免団体登録申請書（様式第4号）を提出し許可を受けることで、事前に使用料減免対象団体として登録することができる。

上記の許可は申請者に鳥取県産業技術センター会議室等使用料減免団体登録済証（様

式第5号)を交付して行うものとする。

7 会議室等の使用時間は、下記(1)から(3)に掲げる日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは臨時にこれを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12月29日から1月3日までの日

8 会議室等を使用させる場合で冷暖房を使用した場合においては、使用料(減免する場合は減免する前の額)に次の割合を乗じた額を冷暖房費として徴収する。

研 究 所	会議室等	徴収割合	備 考
電子・有機素材研究所	大会議室及び第2会議室	4割5分	ガス
	技術融合化研究室	3割1分	電気
機械素材研究所	起業家育成研修室	4割5分	灯油
食品開発研究所	大会議室	3割1分	電気

[一部改正] R5.7

9 会議室等の使用を許可した場合において、使用の許可を受けた者から取扱規程第4条の規定により財産の使用の目的又は原形の変更について申請がなされてもこれを認めないものとする。

様式第1号

鳥取県産業技術センター会議室等使用許可申請書

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
理事長 様

年 月 日

住所
(連絡先電話番号)

氏名 印

下記のとおり会議室等を使用したいので許可して下さるよう申請します。

記

- 1 会議室等の名称
- 2 使用目的
- 3 使用期間
年 月 日 時 分から
年 月 日 時 分まで
- 4 集合予定人員
- 5 冷暖房の有無
有 無
- 6 使用料の納入方法

様式第2号

鳥取県産業技術センター会議室等使用許可書

年 月 日

住所

氏名 様

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
職・氏名 印

年 月 日付で申請がありました会議室等の使用については、下記の条件を付して許可します。(又は許可しません。)

記

- 1 会議室等の名称
- 2 使用目的
- 3 使用期間 年 月 日 時 分から
年 月 日 時 分まで
- 4 使用料
- 5 使用料の納入方法及び納入期限
- 6 冷暖房の使用 良 否
(冷暖房を使用した場合は、別途使用料に冷暖房費を加算します。)
- 7 駐車場には限りがあります。参集者には車で乗り合わせての来場を促すほか、状況によっては近くに駐車場を確保するなどの手段を講じてください。
また、参集者の駐車のため、主催者に駐車場における車両の整理をお願いすることがあります。

(使用上の注意)

- ① 使用目的以外の用途に使用しないこと。
- ② 他の者に使用させないこと。
- ③ 付属施設及び備品等を毀損し、又は滅失したときは、これを原形に復し又はその損害額に相当する金額を損害賠償として支払うこと。
- ④ 執務の妨げや他の利用者の迷惑となる行為をしないこと。

様式第3号

鳥取県産業技術センター会議室等使用料減免申請書

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
理事長 様

年 月 日

住所
(連絡先電話番号)

氏名 印

下記の会議室等の使用について使用料の減免を受けたいので申請します。

記

- 1 会議室等の名称
- 2 使用目的
- 3 使用期間
年 月 日 時 分から
年 月 日 時 分まで
- 4 使用料
(使用料は減免前の額を記載)
- 5 冷暖房の有無
有 無
- 6 減免申請の理由
(使用料減免団体登録の有無)

(添付書類)

様式第 4 号

鳥取県産業技術センター会議室等使用料減免団体登録申請書

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
理事長 様

年 月 日

団体名
代表者職・氏名

印

鳥取県産業技術センター会議室等の使用料減免対象団体として登録したいので、下記書類を添えて申請します。

記

(添付書類の例)

- 1 取扱規程第 5 条の(2)該当団体
(法令の規定に基づき財産の利用等につき便宜の供与認められている団体)
 - ・法令の該当部分の写し等

- 2 取扱規程第 5 条の(3)該当団体
(公益を目的として設置された団体で鳥取県が出資し、又は補助金を行使している団体)
 - ・出資、補助金等の割合を示す団体の予算書、決算書等

様式第5号

鳥取県産業技術センター会議室等使用料減免団体登録済証

年 月 日

団体名

代表者職・氏名

様

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
理事長 印

年 月 日付で申請がありました会議室等の使用料減免団体の登録を下記
のとおり行いました。(又は行いません。)

記

- 1 団体名
- 2 代表者職・指名
- 3 減免率
- 4 減免期間

年 月 日から
年 月 日まで